

有限会社あゆみ介護文京 居宅介護支援 料金表

(令和7年4月～)

居宅介護支援費

(単位単価:11.40円)

			単位数	利用料(円)
居宅介護支援費 I (取扱件数45件未満。45件以上45件未満の部分のみ適用)	要介護 1・2		1,086	月 12,380
	要介護 3・4・5		1,411	月 16,085

※高齢者虐待防止措置未実施及び業務継続計画未策定の場合それぞれ1%減算

その他の加算

			単位数	利用料(円)
特定事業所集中減算			-200	月 -2,280
初回加算			+300	月 +3,420
入院時情報連携加算	(Ⅰ)		+250	月 +2,850
	(Ⅱ)		+200	月 +2,280
退院・退所加算 入院又は入所期間中1回を限度	(Ⅰ)	イ	+450	回 +5,130
		ロ	+600	回 +6,840
	(Ⅱ)	イ	+600	回 +6,840
		ロ	+750	回 +8,550
	(Ⅲ)		+900	回 +10,260
通院時情報連携加算			+50	月 +570
緊急時等居宅カンファレンス加算 つき2回を限度			+200	回 +2,280
ターミナルケアマネジメント加算			+400	月 +4,560

※特定事業所集中減算

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与などの主要な在宅サービスの事業所の紹介率を計算して基準値(80%)を超えた場合の減算(ただし正当な理由がある場合の減算対象除外)

※初回加算

新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合

※入院時情報連携加算

利用者が病院又は診療所に入院した日(Ⅰ)、翌日又は翌々日(Ⅱ)に当病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供をした場合

※退院・退所加算

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスやそれ以外の方法により受けている場合。回数や内容により算定。

※通院時情報連携加算

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行う又は医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合

※緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス又は地域密着型サービスの利用調整を行った場合

※ターミナルケアマネジメント加算

末期がんなど、終末期にある利用者に対する特別なケアマネジメントを提供する場合